第十一条の三の見出し	審査請求人等	当事者等
第十一条の三第一項	審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者又は第三十条第一項若しくは第二項の規定により指名された者
	第十条の三第一項若しくは第二項又は第十一条第一項	第四十条第一項又は第四十四条において準用する第十条の三第一項若しくは第二項
第十一条の三第四項	審査請求人又は第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人	当事者（原処分をした保険者を除く。）
第十二条、第十二条の二第一項及び第十五条第一項	審査請求人	再審査請求人又は審査請求人
第十五条第三項	、審査官	、審査会
	決定書	裁決書
	当該審査官	審査会
第十五条第四項	第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人	当事者
第十七条	審査請求人	再審査請求人又は審査請求人

第三章中第四十六条の前に次の一条を加える。

第四十五条の二　第二十九条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（厚生年金保険法の一部改正）

第百三十七条　厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第九十条第三項中「六十日」を「二月」に、「みなして、社会保険審査会に対して再審査請求をする」を「みなす」に改め、同条第四項中「及び前項」を削る。

第九十一条の二中「審査請求及び」の下に「第九十条第一項の」を加え、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二章第一節、第二節（第十八条及び第十九条を除く。）及び第五節の規定を」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二章（第二十二条を除く。）及び第四章の規定は」に改める。

第九十一条の三の見出しを「（審査請求と訴訟との関係）」に改め、同条中「又は第九十一条第一項」及び「再審査請求又は」を削り、「社会保険審査会の裁決」を「社会保険審査官の決定」に改める。

（歯科技工士法の一部改正）

第百三十八条　歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の十五の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、指定登録機関の上級行政庁とみなす。

（労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部改正）

第百三十九条　労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条」を「第五十一条の二」に改める。

第七条に次の一項を加える。

2　審査官は、次に掲げる者以外の者でなければならない。

一　審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者

二　審査請求人

三　審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族

四　審査請求人の代理人

五　前二号に掲げる者であつた者

六　審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

七　利害関係者（第十三条第一項に規定する利害関係者をいう。）

第七条の次に次の一条を加える。

（標準審理期間）

第七条の二　厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、都道府県労働局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第八条第一項中「六十日以内にしなければならない」を「三月を経過したときは、することができない」に改める。

第十三条第一項中「を受理したときは」を「がされたときは、第十条又は第十一条第二項の規定により当該審査請求を却下する場合を除き」に改める。

第十三条の二中「審査請求人の」を「審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の」に、「審査請求人に」を「当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

第十三条の二に次の三項を加える。

2　前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者（第五条の規定により指名された者を除く。）を招集してさせるものとする。

3　口頭意見陳述において、審査官は、申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

4　口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分をした行政庁に対して、質問を発することができる。

第十三条の二を第十三条の三とし、第十三条の次に次の一条を加える。

（審査請求の手続の計画的進行）

第十三条の二　審査請求人及び前条第一項の規定により通知を受けた者並びに審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手続において、相互に協力するとともに、審査請求の手続の計画的な進行を図らなければならない。

第十四条の二中「審査請求」の下に「の手続」を加える。

第十四条の二の次に次の一条を加える。

（文書その他の物件の提出）

第十四条の三　審査請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた者（原処分をした行政庁を除く。）は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

2　原処分をした行政庁は、当該原処分の理由となる事実を証する文書その他の物件を提出することができる。

3　前二項の場合において、審査官が、文書その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第十五条第一項第二号中「対して」を「対し、相当の期間を定めて、」に改める。